

# 第27回 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

## 議事次第

日時:平成21年11月2日(月)

15:00~17:00

場所:厚生労働省省議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 親族優先提供に係る検討について
- (2) 普及啓発に係る検討について
- (3) その他

### 3. 閉 会


#### 〈配布資料〉

- 資料1 作業班における検討状況と親族優先提供の施行までのスケジュール
- 資料2 親族への優先提供に係る諸課題に関する検討状況について
- 資料3-1 親族優先提供と移植希望者(レシピエント)選択基準の関係について
- 資料3-2 肝臓移植希望者(レシピエント)選択基準(案)
- 資料4 普及啓発に関する検討状況について

#### 参考資料

- ・ 親族の範囲について

## 作業班における検討状況と親族優先提供の施行までのスケジュール

○9月15日	第26回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会	
10月1日	第1回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班	
13日	第1回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班	
16日	第2回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班	
27日	第3回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班	
29日	第1回 肝臓移植の基準等に関する作業班	
○11月2日	第27回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会	
ガイドライン案の作成		普及啓発に関する作業班等は、引き続き開催 
パブリックコメント		
厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会		
親族への優先提供に関する規定の施行(平成22年1月17日)		

## 親族への優先提供に係る諸課題に関する検討状況について

## 1 親族の範囲等について

検討課題	論点	作業班の見解
親族の範囲	<p>臓器移植法の「親族」の範囲につき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限を加える場合、(根拠も含め)どのような範囲が考えられるか。</li> <li>・立法者意思で示された「配偶者及び親、子」と考えてもよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法における親族の範囲は、その成り立ちから広く設定されており、法的な権利義務を与える範囲として合理的な基準ではなく、これと同様にする必要はない。</li> <li>・臓器売買の防止等の観点からは、範囲をできるだけ狭く解すべきではないか。</li> <li>・家族概念の最小単位としては、「婚姻関係」と「親子関係」が考えられることから、立法者による「配偶者及び親、子」との解釈は妥当ではないか。</li> <li>・かなり明確になっている立法者の解釈を変更する十分な理由は見あたらないのではないか。</li> </ul> <p>※ なお、移植医療の現場においては、兄弟姉妹への移植希望事例もあることに配慮すべきではないかとの意見があった。</p>
養子	<p>以下の点を踏まえ、どのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子は「嫡出子」としての身分を取得し、血族間におけるのと同じの身分関係を生じること</li> <li>・臓器移植の基本原則(「移植機会の公平性」「任意性の確保」「有償性の回避」)</li> <li>・提案者意思「強いきずなで結ばれた家族として自然に持つ心情への配慮」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年養子を広く認める日本の養子縁組制度の下では、臓器売買等の危険性を考えると、養子については限定的に取り扱うべき。</li> <li>・要件が厳しく、実方の親子関係を終了させる特別養子縁組については、親族優先提供の範囲に含めることとして差し支えないのではないか。</li> </ul>

<p>事実婚</p>	<p>以下の点を踏まえ、どのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居・協力・扶助義務等「夫婦の実質があれば保障する必要があるもの」は事実婚にも認められる</li> <li>・相続権等「取引の安全等を考慮し、画一的に決める必要があるもの」は事実婚に認められない</li> <li>・提案者意思「強いきずなで結ばれた家族として自然に持つ心情への配慮」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚は、法律婚と同様の権利を認めるという流れにあり、配偶者に含めないとするのは難しいが、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを形式だけでなく、その安定性も含めて統一的に確認することが困難であり、臓器移植の場面において、事実婚は確認が困難であることから、法律婚に限定すべきではないか。</li> <li>・法律上の地位を差別する趣旨ではないが、臓器移植においては法律婚に限定すべきではないか。</li> </ul>
------------	---	---

## 2 意思表示内容について

検討課題	論点	作業班の見解
特定親族(範囲内)の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思表示内容として、「親族」とのみ表示することとするのか、特定の親族を指定する意思表示も認めるか。</li> <li>・実際に特定の親族を指定する意思表示があった場合、どのように解釈し、取り扱うか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上のトラブルを防ぐ必要があることを踏まえ、親族提供の意思は、単に「親族」と表示することとすべき。</li> <li>・特定の親族を指定した意思表示があった場合には、順位付けがある場合も含め、指定された親族を含む親族一般への優先提供意思と解すべき。</li> <li>・優先提供の対象親族が複数人となる場合は、レシピエント選択基準に従って医学的に優先順位を決定すべき。</li> </ul> <p>※ なお、本人意思の尊重を貫徹する立場から、特定の親族を指定した意思表示や、親族間で提供順位付けをした意思表示があった場合は、それを認めるべきではないかとの意見があった。</p>
親族名(範囲外)の指定	臓器移植法上は優先とならない親族への優先提供の意思表示があった場合、どのように解釈し、取り扱うか。	親族優先提供の意思は無効とし、臓器の提供意思は有効と解すべき。このため、一般的な臓器提供プロセスに移行すべき。

<p>親族限定提供</p>	<p>・親族への提供意思のみが表示されていた場合(限定提供意思)は、どのように解釈し、取り扱うか。</p>	<p>・親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされていることから、親族以外の第三者への提供拒否の意思が明確に認められる場合は、親族への優先提供意思の前提となる臓器提供の意思がないと解し、臓器提供プロセスに移行すべきでない。</p> <p>※ なお、本人意思の尊重を貫徹する立場から、親族のみへの臓器提供も認めるべきではないかとの意見があった。</p>
<p>親族優先提供の意思表示が可能となる年齢</p>	<p>・親族優先提供の意思表示が可能となる年齢について、どのように考えるか。</p>	<p>・親族への優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができることから、現行法の解釈のとおり、15歳とする。</p>
<p>親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢</p>	<p>・親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢について、どのように考えるか。</p>	<p>・臓器提供を受ける年齢について、現行法上は特に制限がないことから、親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けられる年齢も、特に制限を設けない。</p>

### 3 意思表示方法について

検討課題	論点	作業班の見解
<p>従来の臓器提供の意思表示と比較し、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示について、留意すべき点はないか。</p>	<p>・親族優先提供の意思表示をドナーカードに記載することとした際に、留意すべき点はあるか。</p>	<p>・親族優先提供の意思表示は、表示相手に利益をもたらすため、期待を生じさせることから、親族関係のトラブルや偽造などの危険性がある。</p> <p>・偽造や複数枚作成を防止するため、1人1枚を所持する運転免許証などに記載するのが望ましい。</p> <p>・ただし、現行ドナーカードへの記載を無効とすることは困難。</p>
	<p>・親族優先提供の意思表示を「臓器提供意思登録システム」で行うこととした際に、留意すべき点はないか。</p>	<p>・ドナーカードのはらむ危険性を考慮すると、親族優先提供の意思表示を行う際は、本人の意思表示内容をより確実に実現できるよう、臓器提供意思登録システムの登録を原則とすべきではないか。</p> <p>・なお、現行の臓器提供意思登録システムについて、本人確認をより厳格にすることも検討すべきである。</p> <p>・親族への優先提供の意思表示や、臓器提供を拒否する意思表示を確認することが重要になるため、意思登録システムの在り方についての検討が将来的な課題となる。</p>

#### 4 親族の確認方法について

検討課題	論点	作業班の見解
<p>公的証明書が入手困難な場合のあつせん手続きについて</p>	<p>・公的証明書が入手困難な場合、どのような条件下でレシピエント選択の開始を認めるか。</p>	<p>作業班の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その時点で提示可能な公的証明書（免許証、パスポート等）を確認し、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完するという方法が考えられる。</li> <li>・親族からの証言を得た上で、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完する方法が考えられる。</li> <li>・上記2つの情報（その時点で提示可能な公的証明書及び親族からの証言）を得た上で、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完する方法が考えられる。</li> </ul> <p>※ なお、戸籍謄本による確認は必須であり、レシピエント選択の前に親族関係を確認できるようすべきであるとの意見もあった。</p>



# 親族の範囲について

参考

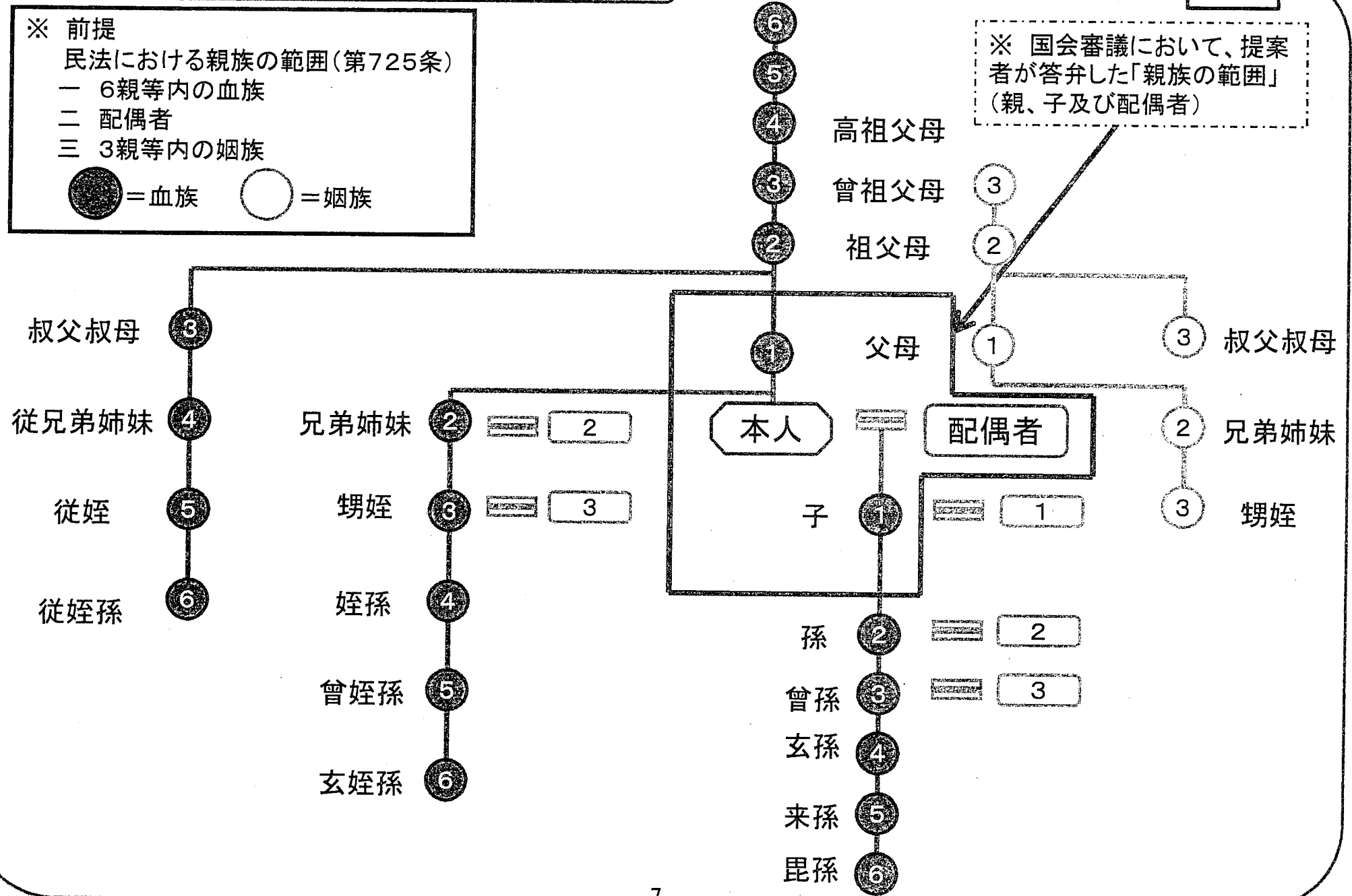
※ 前提

民法における親族の範囲(第725条)

- 一 6親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 3親等内の姻族

● = 血族    ○ = 姻族

※ 国会審議において、提案者が答弁した「親族の範囲」(親、子及び配偶者)



## 親族優先提供と移植希望者（レシピエント）選択基準 の関係について

### 【検討状況】

○平成 21 年 10 月 1 日に開催された「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」において、参考人として医療従事者も加わり、親族優先のレシピエント選択基準における取扱いについて議論を行った。

○その結果、

- ・親族への優先提供の意思がある場合、レシピエント選択において適合条件を満たしたとき、優先順位の第一位として取り使うことを基本とし、臓器毎の作業班において検討を行うこととなった。
- （平成 21 年 10 月 29 日 肝臓移植の基準等に関する作業班を開催）

### 【臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班での主なご意見】

- 優先提供を受ける親族は、予め、レシピエント登録されていることを前提とすべき。
- 親族優先は、レシピエント選択基準の優先順位の第一位とするのが妥当ではないか。
- 法律に規定されており、医学的緊急度などよりも優先されると解釈される。
- 同時移植希望者よりも単独での移植を希望する親族が優先されると解釈される。
- 虚血許容時間の位置づけは、臓器毎の作業班において検討を行ってはどうか。
- その他、親族への優先提供に伴う
  - ・移植を必要とする方の親族に対する心理的な影響
  - ・特に生体移植の行えない心臓移植における、親族の自殺の誘発について懸念が示された。

## 肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準（案）

### 1. 適合条件

#### (1) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) だけでなく、適合 (compatible) の待機者も候補者として考慮する。

#### (2) 前感作抗体

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

#### (3) HLA型

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

#### (4) 搬送時間（虚血許容時間）

臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから12時間以内に血流再開できることが望ましい。

### 2. 優先順位

#### (1) 医学的緊急性

予測余命が1ヶ月以内	9点
予測余命が1ヶ月～6ヶ月以内	6点
予測余命が6ヶ月～1年以内	3点
予測余命が1年を超えるもの	1点

ただし、先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、肝臓移植が治療的意義を持つ時期及び患者の日常生活に障害が発生している状態を考慮の上、上表に規定する点数のいずれかを用いることがある。

#### (2) ABO式血液型

ABO式血液型が一致	1.5点
ABO式血液型が適合	1.0点

### 3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 優先すべき親族を優先する。

(2) 2. の (1)、(2) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機期間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があった場合には、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。なお、選ばれた肝腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や膀胱腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

(4) (3) により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

#### 4. その他

A B O式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

## 普及啓発に関する検討状況について

### 【検討状況】

10月13日、第1回「臓器移植に係る普及啓発に関する作業班」（班長；篠崎尚史 東京歯科大学市川総合病院角膜センター長）を開催し、普及啓発に関する内容及び方法について議論を行った。

### 【議事概要】

第1回作業班における検討状況は、以下のとおり。

- ① 当面の検討課題の確認  
当面は、改正法のうち「親族優先提供」に関する事項（平成22年1月17日施行）について検討を行うことを確認。
- ② 普及啓発の取組の紹介  
厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにおける移植医療に関する普及啓発の取組状況について、紹介。
- ③ 親族への優先提供部分に関する普及啓発に向けた検討  
親族優先提供に係る規定の施行に際して「普及啓発すべき内容」及び「効果的な普及啓発の手段」について検討。

### 【親族への優先提供に係る普及啓発の内容・方法】

- ① 関心のある人には確実に情報を届ける必要。現在ドナーカードを所持している方、関心は持っているがカードを持っていない方への周知が重要。
- ② 親族優先についての誤解のない基本的なメッセージを伝える必要があり、最終的にはかなり丁寧な資料が必要。
- ③ 時間等の制約も踏まえれば、周知方策としては、インターネットの活用が有効。ポスター等の既存の広報媒体もフル活用し、インターネットに導く手法が有用。なお、インターネットのない方への対応も必要。
- ④ 救急現場等の医療関係者に対する普及啓発も重要。

### 【次回の検討事項】

親族優先提供に関する諸課題の検討状況を踏まえつつ、効果的な普及啓発を行うための具体的な周知内容・手段等について議論する予定。

## 親族の範囲について

### 1 民法上の親族の範囲について

○民法（明治29年法律第89号）（抄）  
（親族の範囲）

第725条 次に掲げる者は、親族とする。

- 1 六親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 三親等内の姻族

### 2 臓器の摘出の承諾に関して法に規定する「遺族」及び「家族」の範囲について （臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）より抜粋）

一般的、類型的に決まるものではなく、死亡した者の近親者の中から、個々の事案に即し、慣習や家族構成等に応じて判断すべきものであるが、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族の承諾を得るものとし、喪主又は祭祀主宰者となるべき者において、前記の「遺族」の総意を取りまとめるものとすることが適当であること。ただし、前記の範囲以外の親族から臓器提供に対する異論が出された場合には、その状況等を把握し、慎重に判断すること。

脳死の判定を行うことの承諾に関して法に規定する「家族」の範囲についても、上記「遺族」についての考え方に準じた取扱いを行うこと。